

公害防止に積極方針

県総評 きょう大会へ提案

県総評は水俣病など県内で起き

ている一連の公害問題に積極的

に取り組む方針で、一日開かれる定

期大会に初めて具体的な公害防止

闘争方針を提案する。

方針案の中ではとくにことし初

めて「公害防止の戦い」の一項目

が追加され「大気汚染、水質汚

濁、騒音、ダム、交通災害などの

公害は言語に絶する被害を農漁

民、一般市民に及ぼし、大きな社

会問題となっている」とし、さら

に水俣病については「この問題が

発生したとき、県総評としては大

会決議でカンパを行なうなどの措

置はとったが、当時は一般に公害

という概念がうんぬんされる以前

であったので十分な取り組みにな

らず、専門的な医学結論の出るの

を待つという態度であった」ととき

びしく自己反省している。

また「このほか、八代興人工場

から出る亜硫酸ガスによる公害や
十束の遼奥、荒尾市の一部では炭
鉱の地盤沈下による公害が目立っ
ている」とし次のような方針を打
ち出している。

①公害の最大の被害者は労働者
である。まず職場の中から環境整
備運動を起こす②予防や罰則規定
もないまま、企業誘致をしようと
する地方自治体の責任を追及③会
社に未然に予防させる戦い④被害
が発生したときは、その原因を追
及する運動を起こすとともに、被
害者を中心に関係地域住民を含め
た組織をつくり、会社、地方自治
体、国に補償要求運動を起こす⑤
水俣病支援のため、県総評が中心
になって水俣病対策県民会議（仮
称）を結成する。